

平成30年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年3月23日(金) 午後4時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

なし

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第13号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第8号 農地法制限除外の届出について

(3) 報告第9号 非農地証明願について

8 議事

開会 16:00 閉会 16:41

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号2番 石倉 稔 委員 及び 議席番号3番 谷内 吉夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第10号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第10号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は4件です。 【議案第10番を議案書をもとに朗読】 合計40筆11,083.61㎡で内訳は田が8,693㎡、畑が2,390.61㎡です。全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

	<p>なお、申請番号 3 番については、平成 29 年 7 月に許可を行っておりますが、平成 29 年 9 月に取消願を受け付けているため、今回の申請に至っております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 5 番 森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>5 番森谷です。1 番についてご報告いたします。現地は 17 日の日に現地を見てきました。18 日には譲受人と見てきました。ここの田んぼについては去年まで井面の方が作っていたのですが亡くなったと言うことから譲受人が作る事になりましたので周りに影響はございませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>1 番坂下です。よろしく申し上げます。19日に現地を確認してきました。誠に残念な事は申請地の空熊町には譲渡人と同じ名字の家が 3 軒あり以前より行っていたので知っており、今回各家を周りましたが 2 軒空き家で最後の 1 軒でようやく会えました。譲渡人は金沢へ行き、譲受人は譲渡人の家から出た方の孫でした。親戚の間でのやりとりですので周りに影響はありません。申請地の周りは草が生えていますが田は作っています。去年も現地調査にまわり田んぼは作っていました。3 軒目のお母さんが昨年暮れにも来ていたので今年も作るだろうし心配せんでもいいわいねと言っていました。報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 1 4 番 大宮 正委員よりご意見をお願いいたします。</p>
大宮委員	<p>はい、ご苦労様です。以前にも話があったやつですが、実は耕作地については耕作者が変わるだけで他に影響はありません。ただ譲受人の人物像に対して疑問がありましたので、先だって都市整備課の担当と事務局とにどこから来たのか聞いたのですが、役所では本籍がどこにあるかとかはわからないとの事でした。秋田ではないかと事でしたがこの人間</p>

かわからない人間を地域に入れて中山間とか地域の行事とかに出てくれるのか心配だったので役所に確認しました。本籍などがわかったら教えてくれと言っておりますがまだ連絡はありませんが、田については区長さんにも確認したところ区長さんは面接をしており、区長さんの保証付きで許可は出したいと思いますが、今後このような形で移住者が来る場合、現在南志見ではここにも小田屋町、小西山、東山町にも来ていますが区長さんあたりに面接して、その在所で住まいをしないといけないので役所がどこのだれとも調べないで農業委員会が先に許可した場合に、今回のように勝手に空き家と田畑をすべて買って居住しています。今回農地については委員会で許可するとしても永住するような形となると役所としてもどこの誰といったような履歴を持っていないとだめでしょうし、それを区長さんに提示した上でやりたいと話をした上で農業委員会に提示してもらわないと許可を下ろすわけにはいかないと考えましてごねたんですが、区長さんが大丈夫だという事なので許可して頂ければと思っています。農業委員会も都市整備課も移住者に対しては徹底的に調べてその上で区長さんに知らせた上で初めて出して欲しいと思います。以上です。

議 長 次に申請番号 4 番について地区担当委員議席番号 6 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。

安 委員 はい、議席番号 6 番の安です。先日 20 日に確認してきました。7 ページの申請番号 4 のとおり申請人の自宅の前になります。なお、周辺は申請者の農地であり耕作の変更により周囲に及ぼす影響はないと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑を許します。

岩坂委員 里町の区長さんはどなたですか。

大宮委員 里町の〇〇さんです。

安 委員 今の里町の件ですが住民票は輪島にあるのでしょうか。

大宮委員	<p>今、住民票を移すところと聞いています。</p> <p>農業委員会はどこから来たかも把握していませんし、どこからかという と空き家バンクというネットから来ています。都市整備課の担当者に聞 いたところはっきりしませんでした。申し訳ないけど移住するとなれば 中山間に当然絡んでくるし、その組織とも在所とも共同作業も全部含 めて了解した上でこういう事をやってもらわないと、農業委員会は田ん ぼだけを見て許可した場合、なんで許可してんと言われても困ります。 ということを心配したので逆に言ったんです。間違いかどうかわからな いけどこういう心配がありました。</p>
事務局	<p>補足させて頂きますと、今回の3条の許可申請の際ですが譲渡人から別 の方への申請が以前あったため、今回譲受人が申請を出された時の事 ですが、実は譲受人が住民票を移された時に農業委員会へ来ました。先ほ どからの話にも出ております空き家バンクの方でお家の方を求める事 については合意にいたったようで、その時に譲渡人の方から農地の方も いう事で譲り受けて欲しいという事になったそうです。住民票につきま しては既に移しておりまして現在は里町の方へ住所が移っています。前 住所については確認したところ秋田県の方になっておりました。今はや りといいますか全国を探して輪島を気に入られたようで空き家の方も求 められたと聞いております。今回申請が出てきた件については大宮委員 が事務局にこられた際にお話を聞いた上で、今回の件については以前に 申請が出た関係でそのまま申請を受けましたが、今後につきましてはぼ っときた場合どこまでという話もありますので、事務局としても根ほり 葉ほりとまではいきませんが必要な点を確認した上で、まず農地につ いては周りの方と強調して頂くということが必要となってきますので、区 長さんなどに確認されたかや生産組合長さんなどから農地については地 区の縛りなども確認されたか確認をした上でお話しできればと思ってお ります。</p>
大宮委員	<p>それだけしてもらわないと、許可した上でいよいよ仕事にとりかかる時 に共同作業もしないあれもしないという事になると困ります。</p>
議長	<p>ほかに質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第10号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご</p>

	ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第10号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第11号】の農地法第4条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書9ページをご覧ください。議案第11号の農地法第4条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第11号、1番を議案書をもとに朗読】 合計1筆56㎡で内訳は田が56㎡です。 なお、1番については用途地域が定められている(第一種住居地域)ことから第3種農地であり原則許可であります。以上です。
事務局	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号6番安津久人委員よりご意見をお願いいたします。
安委員	現地調査の結果を説明します。申請地は先ほどの議案番号申請番号4番の隣接地で現在申請者の家は道より高いところにございます。旦那さんが脳梗塞で倒れて車いすの生活をしているようで高い道をあがるのが大変なため申請地にバリアフリーの家を建てたいとの事でした。
議長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第11号】 について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 1 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 1 2 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 12 ページをご覧ください。議案第 12 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案第 1 2 号、1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 1 筆 241 m²で内訳は田が 241 m²です。</p> <p>なお、1 番については農地の広がり が 10ha 未満であることから第 2 種農地と考えており、また集落に接続しているものであることから妥当と考えております。以上です。</p>
事 務 局	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委 員	<p>ただいまの箇所も先日 20 日に森谷職務代理、山本運営委員、事務局、申請者と現地を見て参りました。当箇所は近年輪島でも家が建ち住宅地となっており、道に面しているところですので家を建てても周りには影響がないと思われまますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	<p>それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 1 2 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 1 2 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に市長より提出のあった【議案第 1 3 号】の農用地利用配分計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案書別紙をご覧ください。議案第 13 号の利用権設定各筆明細です。
今月は 1 件です。

【議案第 1 3 号、1 番を議案書をもとに朗読】

合計 19 筆 155,683 m²で全て畑の更新です。なお、作物については麦と大豆を主な作物とした畑作物です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第 1 3 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 1 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に【報告第 7 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書 18 ページをお開きください。報告第 7 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 2 件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

	以上合計 5 筆 892 m ² で内訳は田が 892 m ² です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 7 号】を終わります。 次に【報告第 8 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書別紙をお開きください。報告第 8 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。 【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】 以上合計 1 筆 9 m ² で内訳はその他が 9 m ² です。
議 長	それでは、申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 6 番 新谷 義治 委員よりご意見をお願いいたします。
新谷委員	はい 1 6 番新谷です。先日 18 日に現地を確認しました。周辺は田んぼ畑が耕作されているところではありませんでした。前後左右ぼつりぼつりと家がある場所で周辺に特に影響はありませんでした。よろしく願いします。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第 8 号】を終わります。 次に【報告第 9 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 23 ページをお開きください。報告第 9 号非農地証明願承認につ

いてです。今月は1件です。

【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】

以上合計1筆79㎡で内訳は畑が79㎡です。以上です。

議長 それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号2番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。

石倉委員 はい、石倉でございます。この現地調査の日程からしますと3月20日という事で森谷職務代理、山本・安両運営委員という事で担当委員私となっていました。その日は都合が悪くて実は昨日1時半頃現地を確認してきました。見る前からわかっていたんですが一応職務上確認してきました。現状は画面のとおり私の記憶からすると50年ほど前から採石の関係で取り付け道路になって地目は畑ですけれども現状はそれ以前より使用していないだろうと思います。という事でこの一体は地目的には畑があったようですが採石の関係で相当以前から使用していませんので現状は法面みたいになっておりますので非農地として問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですのでそれでは【報告第9号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。

議長 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については来月行います。

議長 それでは第3回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

平成30年3月23日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

2 番

署 名 委 員

3 番
